

「(仮称)宮城山形北部風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項 ※ ○番号は、「資料 2-3」事業者回答と関連しています。	備 考 【 委 員 名 】 (専 門 分 野)
<p>【 1 全般的事項】</p> <p>(1) 事業実施想定区域(以下「事業区域」という。)の大部分が、緑の回廊、保安林、鳥獣保護区等に指定されている地域であり、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される地域である。また、<u>これらの重要な自然環境のまとまりの場については、計画段階環境配慮書において回避すべきであることから、事業区域の見直しを行うこと。</u></p> <p><u>重要な自然環境の中でも、特に、緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、対象事業実施区域から除外すること。</u></p>	<p>① 事業実施想定区域(以下「事業区域」という。)は、緑の回廊、保安林、鳥獣保護区等に指定されている地域であり、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される地域である。</p> <p>特に、緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、対象事業実施区域から除外すること。</p> <p>事業実施想定区域のうち、加美町の鬢櫛山の西側 2km 付近は緑の回廊、鳥獣保護区、地すべりの後方崖、保安林、自然林、翁山・小国川自然林などが重なっている区域である。このような重要な区域を配慮書において回避しないのでは、図書作成の意味がない。この区域を対象事業実施区域から除外すること。</p>	<p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p> <p>【伊藤委員】 (地形地質)</p> <p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p> <p>【木村委員】 (水質)</p> <p>【野口委員】 (植物)</p> <p>【山本(和)委員】 (日照障害)</p> <p>【由井委員】 (鳥類)</p>
<p>(2) 当該事業区域で風力発電事業を実施することとした理由を記載すること。</p> <p>なお、理由の記載に当たっては、風況等の事業性だけでなく、生活環境や自然環境への負荷などにも配慮し検討した複数あるいは広域の対象事業区域案を提示し、その比較検討による対象事業実施区域の絞り込み経過も併せて記載すること。</p>	<p>② 当該事業区域で風力発電事業を実施することとした理由を記載すること。</p> <p>なお、理由の記載に当たっては、風況等の事業性だけでなく、生活環境や自然環境への負荷などにも配慮し検討した複数あるいは広域の対象事業区域案を提示し、その比較検討による対象事業実施区域の絞り込み経過も併せて記載すること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p> <p>【山本(和)委員】 (日照障害)</p> <p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p>
<p>(3) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p>

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 水質</p> <p>事業区域及びその周辺は、水源かん養保安林や水道水源特定保全地域に指定されていることから、<u>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。</u></p>	<p>③ 事業区域及びその周辺は、水道水源特定保全地域に指定されているため、水質への影響が最小限となる事業計画とすること。</p>	<p>【木村委員】 (水質)</p>
<p>(2) 地形及び地質</p> <p>事業区域及びその周辺には、重要な地形（屏風岩）が存在するため、その区域を対象事業実施区域から除外すること。また、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）及び地すべり地形については<u>事業実施による影響を調査、予測及び評価をし、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの箇所及び周辺を事業区域から除外すること。</u></p>	<p>④ 事業区域及びその周辺には、重要な地形（屏風岩）、土砂災害防備保安林、土石災害危険箇所（土石流危険渓流）及び地すべり地形が存在するため、それらの区域を対象事業実施区域から除外すること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p>
<p>(3) 植物</p> <p>事業区域内において、加美町と山形県最上町との境界周辺は、植生自然度の高い森林がまとまって存在しているため、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられることから、対象事業実施区域から除外すること。</p>	<p>⑤ 事業区域内において、加美町と山形県最上町との境界周辺は、植生自然度の高い森林がまとまって存在しているため、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられることから、対象事業実施区域から除外すること。</p>	<p>【野口委員】 (植物)</p>
<p>(4) 景観</p> <p><u>薬菜山及びその周辺は、非常に重要な景観資源であるとともに、鳴子温泉郷からの眺望景観も重要であることから、以下に留意の上、特別に慎重な対応を取ること。</u></p> <p>イ 主要な眺望点だけでなく、薬菜山の風景が良く撮影されるポイントについても、調査地点を設定し、方法書を作成すること。</p> <p>ロ 薬菜山周辺及び鳴子温泉郷からの景観への影響については、回避又は十分に低減すること。</p> <p>ハ 国道47号に沿う温泉街（川渡温泉、鳴子温泉、中山平温泉まで）、陸羽東線の車窓、国道47号沿線も調査地点として設定し、方法書を作成すること。また、それらの眺望点からの景観への影響を回避又は十分に低減すること。</p>	<p>⑥ 主要な眺望点だけでなく、薬菜山の風景が良く撮影されるポイントからも、風力発電設備が写り込まないようにすること。</p> <p>⑦ 薬菜山周辺、鳴子温泉郷からは風力発電設備が極力見えないようにすること。</p> <p>⑧ 眺望点として、国道47号に沿う温泉街（川渡温泉、鳴子温泉、中山平温泉まで）、陸羽東線の車窓、国道47号沿線なども選定し、それらの眺望点からの景観への影響に最大限配慮すること。</p>	<p>【平野委員】 (景観)</p> <p>【平野委員】 (景観)</p> <p>【平野委員】 【山本(和)委員】 (日照障害)</p>

<p>(5) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業区域周辺にあるバードウォッチング等，静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について，<u>適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。</u></p>	<p>⑨ 事業区域周辺でバードウォッチング等，静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について，予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【永幡委員】 (騒音)</p>
<p>(6) 温室効果ガス <u>森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄に関する温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。</u></p>	<p>(他事業における配慮書で述べた内容について，本事業においても同様に意見するもの。)</p>	<p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p>
<p>(7) 放射線の量 事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから，対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を測定すること。</p>	<p>⑩ 事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから，対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を測定すること。</p>	<p>【石井委員】 放射性物質</p>